

経済学部同好会規約

令和元年5月1日改定

第1章 総則

- 第1条 本会は京都大学経済学部同好会という。
- 第2条 本会は京都大学経済学部在籍の学生全員で組織する。
- 第3条 本会は学問思想の自由と大学の自治を守り、学生生活全般の向上をはかることを目的とする。

第2章 組織

- 第4条 本会は次の機関を持つ。
 - (1) 学生大会
 - (2) 常任委員会

(1) 学生大会

- 第5条 学生大会は本会の重要な議案について議論する。
- 第6条 学生大会は原則として常任委員長が必要と認めた場合及び4分の1を超える会員が要望した場合に常任委員長が招集する。
- 第7条 学生大会の議決は出席者の過半数を要する。

(2) 常任委員会

- 第8条 常任委員会は常任委員によって構成され、常任委員長が招集する。
- 第9条 常任委員会は次の各号の事項を執行する。①本会の運営、②予算の作成及び決算、③その他学生大会で決められた事項。
- 第10条 常任委員会は本規約に定められた事項のほか、常任委員会で毎年定める常任委員会運営規則に基づき運営される。
- 第11条 常任委員は常任委員会の決定に基づき、常任委員長が任免を行う。
- 第12条 常任委員会は常任委員に互選により役員を選出する。
 - ① 委員長1名 ②副委員長1名 ③会計部1名 ④文化部1名
- 第13条 各役員は次の事項を執行する。
 - ① 委員長は本会を代表し、会務を総括する。
 - ② 副委員長は委員長を補佐し、事務室の維持管理を行う。委員長の事故あるときはその職務を代行する。
 - ③ 会計部は予算原案を作成し、金庫の管理等の会計事務一切を執行する。
 - ④ 文化部は本会の厚生事業を計画執行し、プリント出版を行うほか、文化部室の維持管理を行う。

第3章 会計

- 第14条 本会の会計は会費及び諸事業の収入をこれに充てる。
- 第15条 会費は一人あたり一律500円とし、本学部への入学時本会に納付する。
- 第16条 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第4章 諸事業

- 第17条 本会は新入生への経済学部ガイダンスにおいて在校生挨拶及び入会のガイダンスを行う。
- 第18条 本会は経済学部ゼミ合同説明会を主催する。
- 第19条 本会は法経本館地下の同好会①事務室、②文化部室、③購読室、④輪転機室を管理、運営する。
- 第20条 本会は輪転機の維持管理を行う。利用料金改定は常任委員会の決定に基づく。
- 第21条 本会は学部の自治会であり、学部外の自治活動に関しては一切関与しない。